

改正後

現行

(削除)

水巻町児童少年相談センター設置及び運営条例

(目的)

第1条 この条例は、未成年者にかかる虐待、いじめ、不登校、引きこもり及び非行等を防止し、その健全な育成を図るために水巻町児童少年相談センターを設置し、あわせて運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 水巻町児童少年相談センター（以下「相談センター」という。）

位置 福岡県遠賀郡水巻町古賀二丁目5番8号

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未成年者 民法（明治29年法律第89号）に規定する20歳未満の者をいう。
- (2) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。

(業務内容)

第4条 相談センターは次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 児童虐待の防止に関する業務

- イ 児童虐待にかかる相談、紹介等に関すること。
- ロ 児童虐待及び児童虐待に陥るとと思われる児童の不安・不適切養育介護の発生の把握に関すること。
- ハ 関係機関との連携による児童虐待の早期発見、早期対策のための支援及び援助に関すること。
- ニ 啓発等に関すること。

(2) いじめ、不登校、引きこもり、非行等の防止に関する業務

- イ 補導及び相談に関すること。
- ロ 調査、研究及び資料の収集に関すること。
- ハ 関係機関、団体等との連携及び協力に関すること。
- ニ 水巻町青少年問題協議会に関すること。
- ホ その他未成年者の健全育成に関すること。

(子どもネットの設置)

改正後

現行

(削除)

第5条 第4条の規定による業務を円滑に実施するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、相談センターに水巻町いきいき子どもネット（以下「子どもネット」という。）を設置する。

2 子どもネットは、35名以内の委員をもって組織する。

3 子どもネットの委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 保健・医療関係の代表者

(2) 教育関係機関の代表者

(3) 福祉関係機関の代表者

(4) 司法関係機関の代表者

(5) 議会・行政職員

(6) その他教育委員会が必要と認める者

4 子どもネットに、会長及び副会長を置く。

5 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

(会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、子どもネットを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 子どもネットの会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第9条 子どもネットの事務局は、相談センターに置く。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、水巻町特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第9号）により支給する。

(職員)

第11条 相談センターに所長その他必要な職員を置く。

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>(職務) 第12条 所長は、相談センターの業務を統括し、職員を指揮監督する。</p> <p>(個人情報の保護) 第13条 町長及び教育委員会は、関係機関と連携して行う事務については、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 町長及び教育委員会から情報の提供を受けた関係機関は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 提供を受けた情報は、この条例の趣旨に基づき利用し、それ以外の目的のために利用しないこと。 (2) 提供を受けた情報に係る漏えい及び改ざんの防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じること。 (3) 提供を受けた情報は、提供を受けた目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに廃棄すること。 3 職員及び関係機関の職員は、職務上知り得た事項について秘密を保持し、業務にかかわる関係者以外のものにこれを漏らしてはならない。</p> <p>(委任) 第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>